

復興特区制度を活用した要望一覧

資料No. 3

	No.	【規制緩和】						備考
		規制・制度改革事項	所管省庁	関係法令・条項(通達含む)	規制の内容	規制による課題	希望する特例措置の内容	
環境影響評価 関連	1	環境影響評価に要する期間の短縮	環境省	環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号、平成24年4月改定)	環境影響評価の手続きは現行では3年半から4年を要する。 今回の法改正(H24.4施行)により、配慮書の手続きや報告書が追加となる結果、環境影響評価に要する期間が3〜4年半となり、発電所建設工事期間(2〜3年)より、さらに長い手続期間を要することになる。	地熱開発を阻害する要因の一つとして、地表調査開始から発電開始までのリードタイムが長いことが挙げられる。 環境影響評価のリードタイムの長期化は、地熱開発の阻害要素となりがねない。	・地熱発電所建設に係る環境影響評価の方法書や準備書の審査期間、並びに、これに対する知事意見提出期間の短縮などの事務手続きの効率化を図ること。 ・審査期間(市長・県知事意見ならびに経済産業大臣勧告・通知)の迅速化により、環境影響評価手続きの大幅な短縮化を図ること。	
	2	環境影響評価の期間短縮と対象事業での出力による該当区分の緩和	環境省	環境影響評価法(平成9年政令第346号別表第1の5項参照)	地熱発電の環境影響評価対象事業は、第1種事業が出力1万kW以上、第2種事業が0.75万kW以上1万kW未満と規定されており、地熱発電事業のみ、第1種事業の基準が低い状況である。 ・火力発電所：第1種15万kW以上、第2種11.25万kW以上15万kW未満 ・水力発電所：第1種3万kW以上、第2種事業2.25万kW以上3万kW未満	1万kW以上の地熱発電所を建設する場合、環境影響評価法に基づく環境影響評価を無条件に実施しなければならない。	・大型火力などと比べて地熱発電所の環境への影響は小さいことから、環境影響評価法上の第1種事業、第2種事業の出力アップを認めること。 具体的には、環境影響評価対象の水力発電事業(第1種事業：3万kW以上、第2種事業：2.25万kW以上3万kW未満)と同等の適用を希望	
	3	風力発電施設に対する環境影響評価法の影響軽減	環境省	環境影響評価法及び施行令	環境影響評価法(政令)の改正で、風力発電施設出力1万kW以上が対象に追加されることとなったため、審査・調査等の手続きに約3年半を要することになる。	事業化までに要する期間が長期化し、アセス調査及び手続き費用の負担も多大なり、導入促進の足枷となる。	・環境影響評価項目を絞り込み、併せて手続き期間の短縮化を図ること。	
	4	環境影響評価法に係る特例の適用	環境省、経済産業省	環境影響評価法、電気事業法 第二款の二 環境影響評価に関する特例(第四十六条の二―第四十六条の二十二)	環境影響評価法の改正(2012.10.1施行)により、風力発電施設出力1万kW以上が第一種事業となり、環境影響評価(環境アセスメント)手続きが義務付けられ、0.75万kW以上1万kW未満が第二種事業となり、審査次第で環境アセスメントが必要とされることになっている。	環境アセスメント制度が適用された場合、アセスメント実施に3〜4年程度の期間を要することとなるため、風力発電の導入が大幅に遅れるとともに、実施する事業者にとっても大きな負担となる。	・復興推進計画に基づく風力発電事業については、特例として、事業者ではなく、市町村が、既存文献等を活用して調査・予測・評価・環境保全措置の検討を実施すること。 ・市町村実施が困難な場合は、評価項目を「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書(環境省 平成23 年6 月)」のとおり騒音・低周波音、動物・植物・生態系、景観、シャドウフリッカに限定し、審査機関についても都道府県に一元化すること。	
自然公園法 関連	5	自然公園法の規制見直し	環境省	自然公園法	公園内における地熱調査(電磁探査等)や掘削の禁止。	松尾八幡平地域において、調査地域の一部が十和田八幡平国立公園の特別保護区及び第2種特別地域にあるため、その地域について調査及び掘削ができない。	・国立公園の特別保護区及び第2種特別地域について、地熱調査及び掘が実施できるようにすること。	
	6	風力発電施設の導入拡大に向けた自然公園法施行規則の適用緩和①	環境省	自然公園法施行規則第11条第1項及び同条第11項	【規制の現状】 自然公園法では、特別地域において工作物を新築する際は環境大臣(国立公園の場合)又は都道府県知事(国定公園の場合)の許可が必要であると定めている。 また、施行規則では、風力発電施設新築の許可基準として、①特別保護地区、第一種特別地域等で行われるものでないこと。②主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。③山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。④野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。としている。	永久的に支障となるようなものでない限りは、将来的に撤去・現状復旧をすることを前提に、許可基準を緩和すべきである。	・東日本の電力供給量を一時的に増やす目的で新築する風力発電施設については、景観等へ支障を及ぼすと見なされる場合でも、将来的に発電設備が撤去可能で現状復旧できる場合は、暫定的に風力発電施設の新築を認めること。	
	7	風力発電施設の導入拡大に向けた自然公園法施行規則の適用緩和②	環境省	自然公園法施行規則第11条の3	自然公園法では、国定公園内特別地域において高さが50mを超える工作物の新築する場合、都道府県知事が環境大臣の同意を得て、許可を行うこととされている。	発電事業に用いられる風力発電施設は、ほぼ全てが高さ50mを超えており、国定公園であっても環境大臣の同意が必要となるため、許可手続に時間を要している。	・東日本の電力不足解消のため、風力発電施設を導入する場合、許可手続の簡略化および迅速化が図られるように、環境大臣の同意を一時的に撤廃すること。	
廃棄物の処理 関連	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の処理	木質燃料の燃焼に伴う灰処理の特例措置について	木質燃料(ペレットやチップ、薪)の燃焼に伴い、相当量の灰が生じる。燃焼灰は、産業廃棄物とされ、処理費用が増加傾向にあり、結果として、木質バイオマスの普及を妨げる一因にもなっている。現在、農家等を中心に、燃焼灰を畑作肥料として活用したい意向があるものの、法規制により、実現するに至っていない。	焼却灰の提供が可能となるよう特例措置を図ること。	
	9	処分場、土壌汚染地に設置する際の法規制等への対処	都道府県	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法	廃掃法、土壌汚染対策法では土地の形質の変更時に届出が必要とされている。	廃掃法、土壌汚染対策法では土地の形質の変更時に届出が必要とされているが、軽微な行為は届出が不要となっている。太陽光発電は、1Mあたり2〜3haの面積を必要とし、大規模な土地の形質変化と捉えられる場合がある。	・太陽光発電所建設では土地の改変による埋設物等への影響が軽微であることから、この届出が不要な軽微な行為として、「太陽光発電所としての利用」を加えること。	
電気事業法 関連	10	自然エネルギー発電による緊急的電力供給能力の拡大①	経済産業省	電気事業法施行規則第73条の4 の解釈(平成18年9月29日付け平成18・07・25原院第2号 NISA-234a-06-9)	電気事業法施行規則等では、適切な使用前自主検査の方法について、太陽電池発電所及び風力発電所の負荷遮断試験の検査方法として「発電設備出力の1/ 4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2 / 4、3 / 4、4 / 4 負荷運転まで段階的に試験を行う。」と定めている。	緊急的な電力不足を補うために、これらの負荷遮断試験を簡略化する必要がある	・太陽電池発電所及び風力発電所の負荷遮断試験の検査方法について、緊急的な電力不足を補うために、簡略化すること。	
	11	自然エネルギー発電による緊急的電力供給能力の拡大②	経済産業省	電気事業法施行規則第52条第3項	事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。	事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならないとある。 また、同項ただし書の解釈で、複数の事業所を兼任する場合は、2 時間以内に到着する必要があるとされている。 東北地方の交通事情や被災状況等の観点から実運用上の不具合が生じないことを条件に、暫定的な措置を講じる必要がある。	・主任技術者が、複数の事業所を兼任する場合は2 時間以内に到着する必要があるとされているが、実運用上の不具合が生じないことを条件に、暫定的な措置を講じること。	
	12	電気事業法	経済産業省		出力1000kW を超える発電施設には工事段階から電気主任技術者を選任(専任)が必要。2000kWを超える場合で電圧が高くなった場合は、さらに高度な電気主任技術者の配置が必要。	・発電施設の規模により、電気主任技術者(専任)や全国に数千人程度と有資格者が少ない第2種電気主任技術者を確保する必要があるが、人材の確保が困難となっている。 ・また、1つの太陽光発電施設に対して1人の有資格者を配置する必要がある、複数の施設を設置する場合にはその都度有資格者の確保が必要となる。	・太陽光発電所は、静的な発電所であるので、電気主任技術者の選任(専任)について、保安規定を満たした上で、1人の有資格者による複数施設の兼任を認めること。 ・1000kW未満の自家用電気工作物のように、電気保安協会などへの外部委託を認めること。	

復興特区制度を活用した要望一覧

資料No. 3

	No.	【規制緩和】						備考
		規制・制度改革事項	所管省庁	関係法令・条項（通達含む）	規制の内容	規制による課題	希望する特例措置の内容	
港湾法・海岸法 関連	13	海岸保全区域における自然エネルギー発電施設の導入促進	国土交通省	海岸法第7条及び第8条	海岸保全区域（都道府県知事が、堤防・護岸等の海岸保全施設を設置する必要が認められる場合に指定する区域）において、施設・工作物を設置する際には、海岸管理者（都道府県知事又は市町村長）の許可を受けなければならない。	基準が明確でなく、内容の如何に関わらず海岸管理者の許可が得られないことが多い。風力発電や海洋エネルギー発電の導入促進につながるような明確かつ統一的な許可基準を設ける必要がある。	・海岸保全区域における施設・工作物を設置する際の許可基準を明確にすること。	
	14	港湾施設周辺を活用した自然エネルギー発電施設の導入促進①	国土交通省	港湾法第37条第2項	港湾法では、港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から二十メートル以内の地域において構築物の建設をする場合、港湾管理者（港務局又は地方公共団体）は、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可してはならないとしている。	判断基準が明確でないばかりか、風力発電施設等を導入する際の障害となっているため、これを明確、かつ緩和すべきである。	港湾法において、「港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるもの」の判断が厳格すぎるため、水際線から二十メートル以内の地域では風力発電施設が設置できないため、風力発電施設等の建設に向けて、当該規制を緩和すること。	
	15	港湾施設周辺を活用した自然エネルギー発電施設の導入促進②	国土交通省	港湾法第40条	臨港区域内の各分区においては、分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であって、港湾管理者である港務局を組織する地方公共団体の条例で定めるもの（禁止構築物）を建設してはならないとしている。	臨港区域には、風況など、風力発電の適地が多く存在する。また、風力発電施設の設置面積は限られるため、港湾の利用に支障を与える可能性は少ないが、各地方公共団体の条例では、分区毎に例示された類型に該当しない構築物を全て禁止構築物としているため、現状では臨港区域内の風力発電施設の設置は極めて困難である。このため、風力発電施設を禁止構築物から除外すべきである。	港湾法では、臨港区域内の各分区においては、分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であって、港湾管理者である港務局を組織する地方公共団体の条例で定めるもの（禁止構築物）を建設してはならないとされている。電力の緊急的確保のため、風力発電や海洋エネルギー発電を目的とした設備を設置するため、これらを禁止構築物から除外すべきである。	
都市計画法 関連	16	都市計画法	都道府県	都市計画法第29条開発行為の許可	建築物等の建築を目的として行う一定規模以上の土地の区画形質の変更（開発行為）がある場合には、都市計画法第29条開発行為の許可が必要となる。	開発許可の対象となると、開発行為の工事が完了しない限り、原則として建築工事を行うことができないため、太陽光発電施設設置にかなりの日数を要し、設置検討の妨げとなっている。民間事業者による開発において、開発の円滑化を図る目的で3,000㎡を超えないようにしたために、土地が持つポテンシャルを十分に活用できなかった事例がある。市街化区域内においては、開発区域の面積が500平方メートル以上の場合には、事前相談が必要となる。また、市街化調整区域内においては、建築物の立地について規制があるため、開発区域の面積にかかわらず、都市計画法第34条の基準を満たすため事前相談が必要となる。	この規制を太陽光発電所およびその付属建物に関しては緩和していただきたい。都市計画法施行令第21条に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項第3号に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備」を加える。	
風力発電施設の 建築基準 関連	17	風力発電施設の建設に係る規制緩和①	経済産業省	平成19年国土交通省告示第620号（煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに、乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件）	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの、広告塔等のうち高さが60mを超えるものについては、構造計算の基準は、60mを超える建築物（超高層建築物）の基準（平成12年建設省告示第1461号）によることとしている	風力発電施設タワー（60m超）は、人的滞在強度が低い（人がほとんど立ち入らない）エリアに設置されることが多いことから、人的滞在強度が大きい超高層建築物の基準（告示）の適用は、風車の特徴にあわず、導入の阻害要因となっている。	・建築基準法では、特殊な構造物について、それぞれの特徴に応じて告示が定められていることから、風車についてもその特徴が考慮された独自の告示を制定すること。 ・また、風力発電施設の設計・審査に係る手続・期間の簡素化を図ること。	
	18	風力発電施設の建設に係る規制緩和【建築基準法】②	国土交通省	建築基準法施行令第138条第1項第2号	煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物のうち、高さが十五メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）については、建築基準法上の工作物としての規制を受ける。	風力発電施設のタワーが建築基準法の対象となることによって、国際規格（IEC）に適合した製品であっても、建築材料のJIS規格適合（又は国土交通大臣の認定）が求められる、国際規格に基づく認証を得た風車でであっても再度の構造計算等の評価が求められる等、同法に係る許認可取得に過大な費用と時間を要している。	・国内に認証機関を整備し、風車の支持構造物に係る審査体制を確立することを前提として、風力発電施設のタワーを同法施行令第138条第1項第2号の除外規定に追加すること。	
工場立地法 関連	19	工場立地法	経済産業省	工場立地法	太陽光発電の施設面積に関する規制	現状は太陽光発電施設の生産施設面積率の限度が75%である。	面積率の制限を撤廃すること。	
	20	工場立地法緑化基準緩和による太陽光発電の普及促進	経済産業省 地域 経済産業政策課	工場立地法及び工場立地法施行規則	太陽光発電の緑地面積等に関する規制	工場立地法施行規則において、敷地面積に対する環境施設面積の割合の下限が求められる。環境施設に太陽光発電が認められたが、緑化面積の一部に太陽光発電面積を認めることにより、より一層の普及促進が図れる。	大規模工場等における太陽光発電の普及推進に向け、現在、工場の建設において、敷地面積に対する緑化面積の下限が示されているが、その緑化面積に太陽光発電面積をカウントできるようにすること。	
	21	工場立地法関連	都道府県	工場立地法第6条の届出工場『特定工場』	敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 20%。対象業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）。規模：敷地面積9000m ² 以上又は、建築面積 3000m ² 以上 ＊地熱発電、水力発電は工場立地法の適用除外 電気供給業者の場合、「工場立地に関する準則」により、生産施設の敷地に占める生産施設の面積は50%以下と定められており、太陽光発電設備は「生産施設」と扱われている。	工場立地法では太陽光発電施設が環境施設とされたものの、緑地としては認められていないため、電気供給業者が太陽光発電所の建設用地を確保しても、その全てを直接太陽光発電設備の設置に活用できないため、限られた敷地を有効に利用した発電所を建設が困難となっている。	太陽光発電施設を緑地として認めるか、あるいは太陽光発電施設も水力発電所、地熱発電所同様に工場立地法の適用除外とすること（1M当たりの敷地面積は、2～3ha必要）。	
農地（農地法） 関連	22	農業振興地域に係る規制の緩和	農林水産省	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項は、農用地区域内における開発行為の許可について定めている。また、同条第4項第1号は、「当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる」場合には、都道府県知事は開発行為を許可してはならないとしている。	再生可能エネルギー発電事業に係る開発行為は、同法第15条の2第1項ただし書にある例外事項に該当せず、かつ「当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる」場合に該当するため、許可が得られない。したがって、農業振興地域整備計画の変更により開発範囲を農用地区域から除外する必要がある、手続に長期間を要する。	復興推進計画に基づく再生可能エネルギー発電事業については、同法第15条の2第1項第6号に定める「公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの」に加えること。	
	23	農地における許可要件の緩和	農林水産省	農地法第4条、第5条	農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事または農林水産大臣の許可を受けなければならない。農地種別によって転用許可が制限されている。	甲種農地や第一種農地の転用許可には「相当の事由」が必要となる。「相当の事由」に該当する「公益性が高いと認められる事業」（農地法施行規則第37条）として、土地収用法の対象事業が挙げられるが、一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者の再生可能エネルギー発電事業は対象となっておらず、立地上の課題となっている。	・民間企業が実施する再生可能エネルギー事業であっても、特区による認定事業として公益性を担保し、「公益性が高いと認められる事業」として、転用を許可できるようにすること。	

復興特区制度を活用した要望一覧

資料No. 3

	No.	【規制緩和】					備考
		規制・制度改革事項	所管省庁	関係法令・条項（通達含む）	規制の内容	規制による課題	
農地（農地法） 関連（つづき）	24	農地に係る規制の緩和	農林水産省	農地法施行規則第37条	農地法第5条第2項は、同項第1号口に定める農地（第一種農地）の転用は相当の理由がある場合を除き許可できないとしている。同法施行規則第37条は、この「相当の理由」に該当する「公益性が高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業等を挙げている。	一般の民間事業者による再生可能エネルギー発電事業は農地法施行規則第37条の対象に含まれず、したがって風力発電事業を目的とした第一種農地の転用は一切認められていない。	・復興推進計画に基づく再生可能エネルギー発電事業については、「公益性が高いと認められる事業」として、第一種農地についても農地転用を認めること。
	25	農地への太陽光発電の設置	農林水産省	農地法第4条	農地法第4条では農地の工業目的の転用制限があり、簡単に耕作放棄地に太陽光発電所を設置できない。	東北地方において、この度の震災により津波被害による塩害を受けた農地や放射能汚染された農地は、土壌面でも当面は農地として活用は難しい。これらの土地にメガソーラーを設置し、全量買取制度による収入を活用した復興支援策を求めたい。	・農地法第4条を規制緩和し、耕作放棄地等を活用した太陽光発電施設の設置について、規制を緩和（例えば届け出制にする、手続きを簡素化する等）すること。
	26	農地法	農林水産省	農地法 法第4条・第5条	農地を農地以外に利用する目的で転用する場合、農地法による許可が必要である（法第4条・第5条）。	農村地域の農地に占める畦畔率は高く、日照条件が良好な場所が多いことから、太陽光発電設備設置による未利用地の活用が期待できるが、各種許可申請等は、農業委員会事務局で受け付けており、農用地域からの除外や農地転用手続に時間や事務コストを要することから、利活用が進んでいない。	・太陽光発電所を休耕地などに設置する場合は、一時的な変換としてこれを緩和すること。 ・農地の有効活用の観点から未利用地である畦畔・法面部分への太陽光発電設備の設置に際しての農地転用の要否及び転用許可の要否に係る判断基準を明確化すること。
	27	農地法・農振法・都市計画法等	農林水産省 国土交通省 等		農業用地及び都市計画区域内における利用制限、及び施設設置場所について賃貸の場合、利用期間の長期化における規制及び、賃貸借期間終了後、賃貸借前の状況への復旧要件がある。	施設等の設置について、許可申請が必要及び許可までの時間がかかる。賃貸借の場合、定期借地権の問題があり、農地の場合は、賃貸借期間及び賃貸借契約終了後、施設撤去後における跡地利用の問題がある。	・農地及び都市計画区域内等、規制のある区域内において再生可能エネルギー等の大規模発電施設を設置する場合、転用手続き等の簡略化及び審査の簡素化を図ること。
	28		農林水産省	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項ただし書は、農用地区域内において行う開発行為のうち許可が不要となるものについて定めており、同法施行規則第37条では、適用対象として電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物（発電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為を挙げている。	施行規則第37条に、風力を含む新エネルギー発電事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為が含まれていない。	・風力を含む新エネルギー発電事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為について、許可を不要とすること。
	29		農林水産省	農地法施行規則第53条	農地法第5条第1項ただし書は、農地転用許可が不要となる場合について定めており、同法施行規則第53条において、同ただし書の適用対象として電気事業法に規定する一般電気事業者が送電用施設等の敷地とする場合を挙げている。	施行規則第53条に、風力を含む新エネルギー発電事業者が送電用施設等の敷地として利用する場合が含まれていない。	・風力を含む新エネルギー発電事業者の設置する送電用施設等の敷地について、農地転用許可が不要となる場合に含めること。
	30		農林水産省	農地法施行規則第35条または第37条	農地法第5条第2項は第1種農地（おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地、土地改良事業を実施した農地等）の転用は相当の理由がある場合を除き許可できないとしている。同法施行規則第35条はこの「相当の理由」に該当する「特別の立地条件を必要とする」事業を挙げているが、再生可能エネルギー発電事業は含まれていない。 また、同法施行規則第37条はこの「相当の理由」に該当する「公益性が高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業（電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物が含まれる。）を挙げている。	我が国の農地の中には、風況や平坦、民家から離れているなど、風力発電の適地としての条件を満たすものが多く存在する。風力発電事業は、敷地面積が限られるため、農業との共存が可能であり、地域の活性化にも資するものと考えられるが、施行規則第35条及び同第37条の事業に風力発電事業は含まれていないため、第1種農地への風力発電施設設置が認められない。	・風力発電はその性質上特別の立地条件を必要とする事業であることに鑑み、農地法施行規則第35条の事業に風力発電事業を追加すること。 ・風力を含む再生可能エネルギー発電事業について、農地法施行規則第37条の「公益性が高いと認められる事業」に含めること。
	31		農林水産省	農地法第5条第2項第3号	農地転用に関し、「申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない」場合には、転用を許可できないとしている。	農地転用に当たっては、原則として全ての土地の地権者（登記簿謄本上の所有権登記者）からの同意書を求められるが、所有権登記者の死亡後の相続人が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人の所在が不明な場合なども少なくなく、農地転用許可の取得が極めて困難となっている。	・「相当数の同意」が合理的な範囲で認められるよう、基準を設けること。 例 一時転用の場合、固定資産税納税者の同意があれば、当該土地の地権者の同意を得たものと見なすなど
	32		農林水産省	農地法		・土地の利用にあたって、農地法や森林法等による規制、制限があるため、事実上利用不可の状況となっている。	・農地法3条における転用許可を届出制に変更すること。
	33	（保安林）森林法関連	農林水産省	森林法施行規則第3条	森林法第10条の2第1項3号では、「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業」については、林地開発許可を不要としている。上記に該当する事業には、電気事業法に規定する一般電気事業等が含まれているが、風力を含む再生可能エネルギー発電事業者が含まれていない。	再生可能エネルギー発電事業者を「公益性の高い事業」に含め、早急に風力発電施設の導入を推進すべきである。	・再生可能エネルギー発電事業者を、一般電気事業等と同様に「公益性の高い事業」に含めること。
	34	保安林における許可要件の緩和	農林水産省林野庁	森林法第26条第1項及び第2項森林法第26条の2第1項及び第2項森林法第34条第2項	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。	保安林内における発電設備の設置にあたって、保安林の指定解除を行う場合の要件として、「指定理由の解除」もしくは「公益性の理由」を証明する必要がある。民間事業者については、「公益性の理由」が認められず、「指定理由の解除」が認められるが、運用が厳格なため保安林解除できる地点は非常に限定的であり、立地上の課題となっている。	・民間企業が実施する再生可能エネルギー事業であっても、「公益性の理由」を認め、保安林の指定解除の運用を緩和すること。

復興特区制度を活用した要望一覧

資料No. 3

	No.	【規制緩和】						備考
		規制・制度改革事項	所管省庁	関係法令・条項(通達含む)	規制の内容	規制による課題	希望する特例措置の内容	
(保安林)森林法関連(つづき)	35	保安林に係る規制の緩和	農林水産省林野庁	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準	森林法第26条の定める保安林解除の基準は、農林水産事務次官通達により「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」(以下、「処理基準」という。)で定められている。処理基準では、保安林解除の要件の1つとして「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である」ことを定めている。	「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である」ことを示すべき範囲が不明確であり、広範囲(県内全域など)について立証を求められた場合に対応できない。	・市町村の復興推進計画に基づく再生可能エネルギー発電事業については、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である」ことを示す範囲を当該市町村内とすること。	
	36	メガソーラー事業における林地開発許可手続きの簡易化	農林水産省	森林法・森林法施行規則・電気事業法	地域森林計画の対象である民有林で1ヘクタールを超えるものに関しては、その開発において都道府県知事の許可が必要となる。	民有林の大部分は地域森林計画の対象地であり、また森林でなくとも地目が山林となっている土地も多く、林地開発許可が必要となる土地は多い。 また、林地開発許可を要しない電気事業は、一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業に限られており、メガソーラー事業を行う卸供給業者は、林地開発許可が必要となり、その手続きには長い時間がかかる	・林地開発許可を要しない開発行為に、卸供給業者の行う電気事業を加えること。	
	37		農林水産省林野庁	森林法施行規則 第2条第2項	林地開発許可申請書には、「開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有するものの相当数の同意を得ていることを証する書類」を添付しなければならない。	林地開発許可申請に当たっては、原則として全ての土地の地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)からの同意書を求められるが、所有権登記者の死亡後の相続人が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人の所在が不明な場合なども少なくなく、林地開発許可の取得が極めて困難となっている。	「相当数の同意」が合理的な範囲で認められるよう、通達等により基準を設けて頂きたい。(固定資産税納税者の同意があれば、当該土地の地権者の同意を得たものと見なすなど)	
	38		農林水産省林野庁	森林法 第26条	農林水産大臣は、1)保安林について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。 2)公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。	「指定理由の消滅」及び「公益上の理由」の定義が不明確で、現状では審査手続に1年以上の時間が必要となっている。。	・「相当数の同意」が合理的な範囲で認められるよう、基準を設けること。 例 固定資産税納税者の同意があれば、当該土地の地権者の同意を得たものと見なすなど	
	39		農林水産省林野庁	森林法施行規則 第3条	森林法第10条の2第1項3号では、「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業」で、省令で定めるものについては、林地開発許可が不要となっている。上記に該当する事業を定める森林法施行規則第3条には、電気事業法に規定する一般電気事業等が含まれている(18号	施行規則第3条には、風力を含む再生可能エネルギー発電事業者が含まれていない。	・再生可能エネルギー発電事業者を、県の同意があれば「公益性の高い事業」に含められるようにすること。	
国有林野関連	40	国有林野における許可要件の緩和	農林水産省林野庁、財務省	国有林野の管理経営に関する法律 国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱について(林野庁長官通達)予算決算及び会計令第99条、102条の4	一般電気事業者等を除く事業者が発電事業を行う目的で国有林野を借り受ける場合には以下の制限がある。 ●借受面積5haを超えて使用するには、 ①自家消費が過半以下で、残る全てを一般電気事業者に売電すること。 且つ、 ②当該事業が地方公共団体の地域振興計画に位置づけられること。 ●且つ、林野庁が貸付に係る随意契約を行う場合、以下のどちらかの条件を満たさなければならない。 ①予定賃借料は年額30万円以内※およそ2ha相当 ②「事業の公共・公益性」があること※民間事業者の発電事業には公共性・公益性が認められていない。	一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者が国有林野を使用する場合、非常に限定された面積になってしまい、大規模開発が事実上不可能となっている。	・民間事業者が国有林野を使用する場合の制限を撤廃、もしくは、特区による認定事業として公益性を担保し、国有林野における大規模開発ができるようにすること。	